

週休2日制適用工事実施要領（かずさ水道広域連合企業団）

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、かずさ水道広域連合企業では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を実施する。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

（1）週休2日

①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、土日に加えて受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本要領においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督職員の承諾を得たうえで、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）対象期間

現場着手日から現場完成日（準備、後片付けにおける屋外作業期間を含む）までの期間のうち、（7）に示す期間を除くものをいう。

なお、対象期間については、契約後、受注者が協議し、監督職員の承諾を得るものとする。

（4）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

（5）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（6）現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ （対象期間の日数－対象期間外の日数）

（7）対象期間外

①年末年始6日間、夏季休暇3日間

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例）・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

3 週休2日の達成判断

- (1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、土日に代わる現場閉所日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行う。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。

- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

4 対象工事

水道事業実務必携及び国土交通省積算基準を適用する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・施工時期・条件が工期全体にわたり制約される工事

なお、以下については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通達する「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について」によるものとする。

- ・週休2日交代制適用工事
- ・市場単価方式による週休2日適用工事
- ・土木工事標準単価方式による週休2日適用工事
- ・営繕工事における週休2日促進工事

5 工事費の補正

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事における工事費の積算については、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日（土日）適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

(2) 補正方法

公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している旨を明記するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のものは、現場達成状況に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更、もしくは補正係数を除した変更を行うものとし、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

また、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に関する点数を減ずる措置は行わない。

6 実施方法

（１）条件明示等

発注者は、特記仕様書に週休２日制適用工事である旨を別紙１のとおり記載すること。

（２）受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、現場着手前に完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日の取り組み及び対象期間について工事打合せ簿により発注者と協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等を監督職員に提出すること。

（３）工事看板による表示

受注者は、工事期間中、週休２日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示すること。

（４）実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙２）を監督職員に提出すること。

なお、監督職員から現場閉所チェックリスト確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）の提示を求められた場合は速やかに監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休２日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及び現場閉所チェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により工期期限の概ね１カ月前を目安に取り組みの実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（５）工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。

なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示す受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 工事工程の条件に変更が生じ全体工程に影響が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生し全体工程に影響が生じた場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度監督職員と協議すること。なお、週休２日達成のための工期変更は行わない。

7 その他

この要領に定めのない事項については、監督職員と協議すること。

附 則

この要領は、令和７年１０月１５日から施行する。

○特記仕様書記載例

(週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

- 1 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。
- 2 受注者は、工事契約後、現場着手前に完全週休 2 日（土日）又は及び月単位の週休 2 日の取り組み及び対象期間について工事打合せ簿により監督職員と協議すること。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事実施要領（かずさ水道広域連合企業団）」に基づき行うこと。
- 4 本工事は、次の期間を対象期間から除外する。
 - ① 工事抑制措置期間（〇月〇日から〇月〇日までの〇日間）
 - ② 工事箇所の催事（〇月〇日から〇月〇日までの〇日間）

※ 4 についてはあらかじめ対象外とする期間を定める場合のみ記載する。

週休2日制適用工事 チェックリスト

工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

[illegible]

現場閉所日
対象期間
今月の閉所率